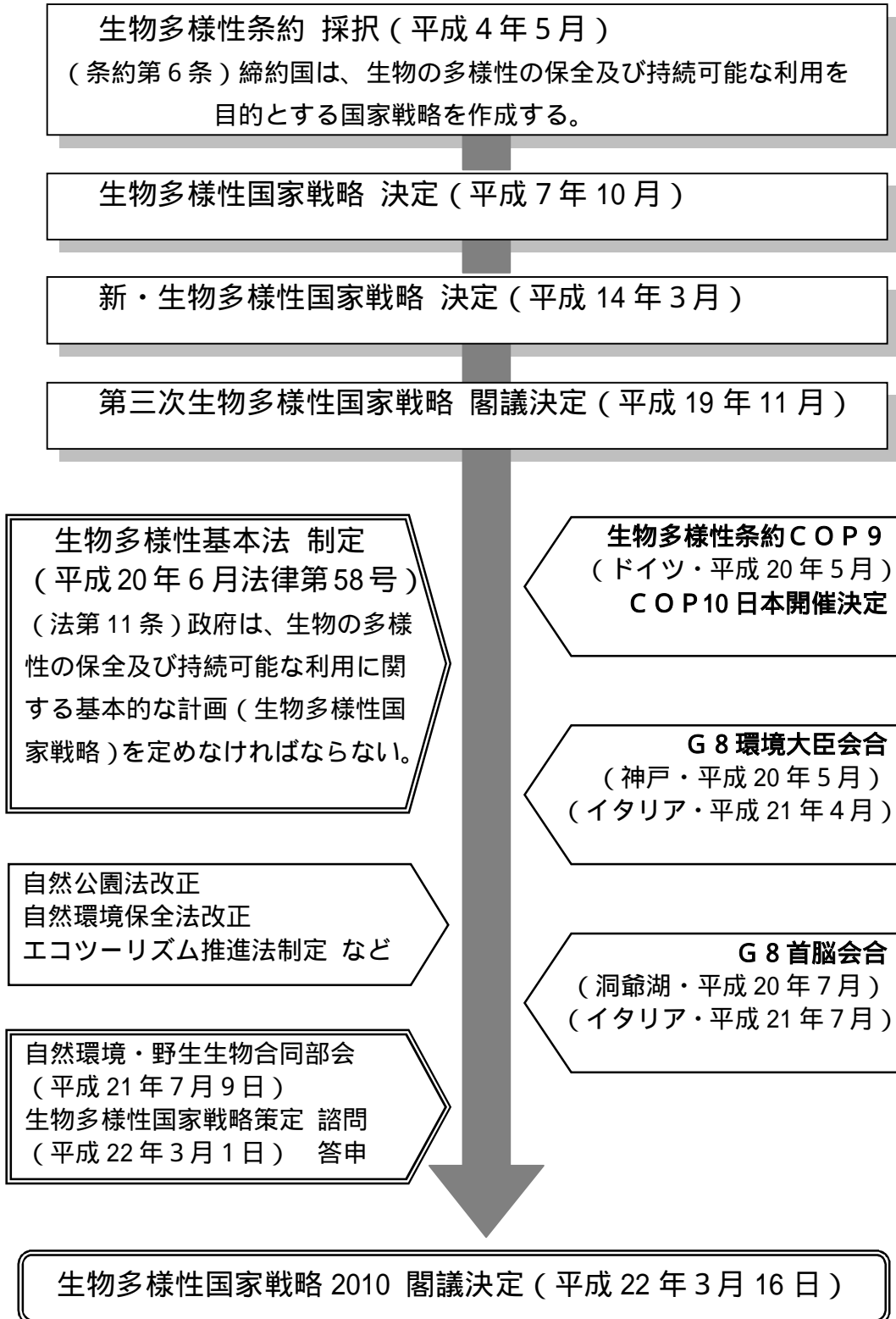


「生物多様性国家戦略」の策定の経緯について



生物多様性条約 採択（平成 4 年 5 月）
（条約第 6 条）締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を
目的とする国家戦略を作成する。

生物多様性国家戦略 決定（平成 7 年 10 月）

新・生物多様性国家戦略 決定（平成 14 年 3 月）

第三次生物多様性国家戦略 閣議決定（平成 19 年 11 月）

生物多様性基本法 制定
（平成 20 年 6 月法律第 58 号）
（法第 11 条）政府は、生物の多様
性の保全及び持続可能な利用に関
する基本的な計画（生物多様性国
家戦略）を定めなければならない。

生物多様性条約 COP 9
（ドイツ・平成 20 年 5 月）
COP 10 日本開催決定

G 8 環境大臣会合
（神戸・平成 20 年 5 月）
（イタリア・平成 21 年 4 月）

自然公園法改正
自然環境保全法改正
エコツーリズム推進法制定 など

G 8 首脳会合
（洞爺湖・平成 20 年 7 月）
（イタリア・平成 21 年 7 月）

自然環境・野生生物合同部会
（平成 21 年 7 月 9 日）
生物多様性国家戦略策定 諮問
（平成 22 年 3 月 1 日） 答申

生物多様性国家戦略 2010 閣議決定（平成 22 年 3 月 16 日）